

令和 8 年第 2 回氷川町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日
午前 1 0 時 0 0 分開議
於 議場

1. 議事日程（3 日目）

- 日程第 1 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について
氷川町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について
氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について
令和 8 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 2 3 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 4 号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2 5 号 令和 8 年度氷川町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 令和 8 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 2 7 号 氷川農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 0 議員定数と報酬に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について
- 日程第 1 1 発議第 2 号 氷川町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議員派遣の件
- 日程第 1 3 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 1 4 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	小佐井めぐみ	2 番	陳 野 智 美
3 番	飯 田 健 二	4 番	西 尾 正 剛
5 番	清 田 一 敏	6 番	長 尾 憲二郎
7 番	上 田 俊 孝	8 番	吉 川 義 雄
9 番	片 山 裕 治	10 番	米 村 洋
11 番	木 下 厚	12 番	三 浦 賢 治

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 畑 野 光 昭 書 記 川 野 瑠 美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	橋 本 誠 也
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福祉課長補佐	岩 本 聡 志
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長補佐	永 田 雄 大		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について

氷川町税条例の一部を改正する条例

○議長（三浦賢治君） 日程第1、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（三浦賢治君） 日程第2、承認第3号、専決処分の報告並び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について

令和8年度氷川町一般会計補正予算（第2号）

○議長（三浦賢治君） 日程第3、承認第4号、専決処分の報告並びに承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

米村議員。

○10番（米村洋君） この80万の弁護士料、これの内訳についてご説明をさせていただきたいね。いいでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長補佐、永田雄大君。

○生涯学習課長補佐（永田雄大君） まず、先日、6月10日の本会議におきまして、承認第4号に対する、西尾議員の質疑にお答えした私の答弁中、裁判費用について誤りがございましたので、お詫びして訂正させていただきます。

裁判費用につきましては、町の支出となりますと答弁しましたが、正しくは、町が依頼しました代理人弁護士の裁判費用については、町の負担となります。

なお、裁判費用については、弁護士費用と訴訟費用がありまして、訴訟費用に含まれるものは印紙代や郵便料などでございます。

一審の判決では、訴訟費用につきましては、原告らの負担とするとなりました。西尾議員並びに議員各位に深くお詫び申し上げます。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 先ほどの訂正の内容もありましたけれども、今回の裁判の内容につきまして、私のほうから、なかなかご理解が難しい部分もありますので、説明を簡潔にさせていただきたいと思います。

まず、この裁判につきましての原告ということなんですけれども、宗教法人護念寺及びその住職であります西方眞氏であります。

一審の判決の事件名、これは、請求内容は、損害賠償事件という名称となります。請求の理由につきましては、平成24年12月16日の熊日新聞の記事の内容について、その内容に関して情報を提供した氷川町に対して、精神的苦痛を受けたということであり、氷川町と熊日に対して計440万円の損害賠償請求がありました。

経過につきましては、皆さまご存じかと思いますが、令和8年1月22日に一審判決にて、被告である氷川町の勝訴が確定をいたしました。

ただ、そのあと令和8年3月30日に原告は一審判決を不服とし、氷川町に福岡高裁より控訴状が届いたということになります。

このような経緯から、早急に代理人弁護士を委託するにあたりまして、補正予算第2号において、80万円の予算を計上し専決をしていただきました。

80万円の内訳につきまして、もう1回申し上げますと、着手金が22万、報酬金が44万、出廷日当が11万円、消耗品等が3万円となっております。

現在の状況におきましては、令和8年6月2日に、高裁にて第1回の口頭弁論が行われたということになっております。

今後の対応につきましては、判決が出ましたら、また、議員各位に、しっかりとこちらのほうからご説明をさせていただきたいと思います。

今後の裁判の結果次第ではございますけれども、高裁まで今いっておりますので、その上ということも考えられます。

今後弁護士と相談しながら、粛々と町としては対応していきたいと思っております。

弁護士費用等の予算を計上することが今後あるかと思えます。どうか、議員各位にはご理解を頂きまして、今後ともご協力のほうよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 米村議員。

○10番（米村洋君） あのね、教育長ね、非常にね、損害賠償事件ということだけどね。新聞紙上に間違ったことを結局掲載されたということで、非常に精神的苦痛ということのね、提訴だと思うんだけどね。

非常にね、何ちゅうのかな、一審はもう却下されたという話だけど、二審もね、同じような結果が出ると思うんだけどね。議会としてもね、粛々とだね、これ裁判に対してだね、支援するなり、毅然たる態度でやってほしいということをお願いしたいね。

そういうことで議会も、一丸となって、執行部に対してだね、エールを送りたいと思っておりますから、頑張ってやってくださいね。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、承認第４号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 ４ 議案第 ２ ３ 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第４、議案第２３号、氷川町長等の給料並び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２３号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、議案第２３号は原案の通り可決されました。

-----○-----

日程第 ５ 議案第 ２ ４ 号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第５、議案第２４号、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２４号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第25号 令和8年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第6、議案第25号、令和8年度氷川町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 確認のために17ページ、30款、5項、10目、14節工事請負費、チャレンジショップに改修するということでした。

それに使うために改修をする、水回り、冷蔵庫というのがあったわけですが、この貸出しのことも出ていましたが、これは出来上がった後、貸し出すためには条例もつくられるというふうに理解していますが、ここで聞いていいのか分かりませんが、移住体験住宅と同じような取扱いの、そういう関係になるんでしょうかそれをお聞かせください。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 改修後につきましては、募集、まずは設置条例等をつくりまして、その中で利用者の負担にならない程度の利用料金等も明記いたしまして、運営して行きたいかと考えております。以上であります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 移住体験住宅の場合も、期間をある程度決めてされましたが、今度チャレンジショップということになれば、その期間は当然、1カ月おるということはまずないと思うんですが、町長もそういうことちょっと言われておりましたが、大体どれくらいで貸し出す予定なんでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 利用の期間は、概ね1年程度を想定しています。

その間に、いろんな商工会等の支援をサポートを受けながら、次の出店へというふうなお手伝いができればと考えているところです。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第25号を採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立お願いいたします。
〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。
したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第26号 令和8年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（三浦賢治君） 日程第7、議案第26号、令和8年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第26号を採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。
したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第27号 氷川農業振興地域整備計画の変更について

○議長（三浦賢治君） 日程第8、議案第27号、氷川農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第27号を採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三浦賢治君） 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は適任者として推薦することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、諮問第1号は適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 議員定数と報酬に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について

○議長（三浦賢治君） 日程第10、議員定数報酬に関する調査特別委員会からの中間報告の申出についてを議題とします。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会から、中間報告の申出がっております。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数と報酬に関する特別調査特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

西尾委員長の発言を許します。

○4番（西尾正剛君） おはようございます。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会の中間報告を行います。

令和8年3月定例会にて設置した議員定数と報酬に関する調査特別委員会のこれまでの調査及び検討の中間報告をいたします。

委員会の目的は、議員定数及び議員報酬についての検討です。

設置後直ちに委員長に西尾正剛議員、副委員長に飯田健二議員を決定し、3月31日、第1回調査特別委員会を開催いたしました。

議員定数は、氷川町議会基本条例の第15条、議員報酬は、第16条に規定されています。

議員定数の改正に当たっては、人口の推移、財政状況、他の市町村の動向を見て、総合的に考慮するとされ、また、議員報酬については、氷川町特別職報酬等審議会の意見を尊重するとされています。

このことから、検討を行うに当たっては、熊本県内、ほかの自治体、議会の状況も参考としながら、町民の意見を広く聞くことといたしました。

まず、第1回調査特別委員会では、事務局から、氷川町合併時から現在までの議員定数と報酬額の経緯、氷川町の有権者数と議員定数の推移、他市町村の議員定数に関する動向及び氷川町との比較について、参考資料とあわせ、説明を受けました。

第1回の調査特別委員会の結果は、事務局に更に県内町村議会の議員定数削減と報酬改正及び、委員会設置の動向についての追加調査を依頼し、また、各委員には、議員定数と議員報酬について意見を広く町民に聞き、取りまとめを次回委員会に用いることを決め、会議を閉じました。

第2回委員会は4月30日に開催し、オブザーバーとして、政治学ご専門の熊本大学名誉教授の伊藤洋典先生にご同席頂きました。

まず、事務局から第1回委員会での課題であった他町村議会の改正状況の説明を受け、その後、各委員が有権者に対して行った聞き取り調査やアンケート調査の結果報告を行いました。

調査内容の主な意見として、報酬に関しては、若年層の立候補者を増やすために増額が必要であるとの多くの声があり、定数削減に関しては、単に数を減らすだけでなく、議会機能の改革を求める声がたくさんありました。

第2回調査特別委員会の結果として、各委員が有権者からの調査を取りまとめた有権者の大方の意向は、議員定数の削減を希望し、また、報酬額の見直しを望むという内容でした。

また、第3回調査特別委員会は、今月の6月3日開催し、6月定例会への提案内容とこれからの取組について確認を行いました。

今後とも、議員定数と報酬に関する議論は並行して議会の在り方や議会機能の強化と町民から理解を得るため、多くのことを議論する必要があります。

本調査特別委員会が更に議論を重ねていくことを確認し、調査特別委員長の間報告といたします。

○議長（三浦賢治君） ただいま、委員長報告について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。

それでは、これをもって、議員定数と報酬に関する調査特別委員会からの中間報告の申出については、報告済みといたします。

-----○-----

日程第 1 1 発議第 2 号 氷川町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第 1 1、発議 2 号、氷川町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西尾正剛君。

○4 番（西尾正剛君） 発議第 2 号についてご説明いたします。

発議第 2 号、氷川町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、について私が提出者となり、飯田健二議員をはじめ、ほとんどの議員各位の賛成を得ましたので提出いたします。

氷川町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、上記の議案を、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

次のページは、条例の改正案ですが、氷川町議会議員提出条例の一部を改正する条例、氷川町議会議員定数条例括弧、平成 2 5 年、氷川町条例第 1 7 号の一部を次のように改正する。1 2 人を 1 0 人に改める。

附則この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を、告示される一般選挙から適用する。

この発議の提案理由についてご説明いたします。

ただいま、議員定数と報酬に関する調査特別委員会の間報告を行いました、議員定数の改正に関し、各議員が自ら多くの有権者の意見を広く聞いた上で取りまとめた結果、大方の意向が定数削減であり、議員数に 2 人を削減し、次の一般選挙から議員数を 1 0 人とする条例改正の提案でまとまった次第です。

氷川町の同規模の自治体でも同様、今後見込まれる人口の減少や財政状況から近年、町村議会の議員定数を削減しています。

氷川町でも、これからの人口減少に見合う適正な議員定数の見直しが、このたびの最も主な理由と考えます。

また、ここ数年の議員研修においても、市町村議会の議員の成り手不足の対策も大きな課題となっています。

氷川町では、議員の成り手不足を懸念し、候補者の負担軽減策として、ポスター作成や選挙カー利用の費用の一部を公費負担していますが、昨年秋の町議戦では、選挙期日の1か月前まで無投票のうわさも流れるなど、無投票選挙の対応も議員定数の改正の一つの理由と考えます。

この度、議会議員定数と報酬に関する調査特別委員会を設置し、議論を深めた結果、氷川町の将来予測と展望を総合的に考慮して、現行の議会定数の改正を行おうというものです。以上が、この条例の一部を改正する提案理由です。

○議長（三浦賢治君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 発議第2号は、議会議員の提出12人を2名減とし、10名とする条例改正案であります。

私は反対の立場から討論いたします。

合併前、竜北町14人、宮原12人の26名の議員がいました。合併し、14名とし、氷川町が出発をいたしました。その後、2人削減し、12名に今現在なっています。

近年、地方議会は、議員の成り手不足が叫ばれてきました。

また人口減少が続く中、議会の在り方が問われ、議員定数の見直しの声も出ています。こうしたことから、氷川町議会でも、議会に議員定数等報酬に関する調査特別委員会を設置し、検討してまいりました。

中間報告もありましたが、第1回目、特別委員会が令和8年3月31に開催され、その後、2回、合計3回開催をされました。

委員会の中間報告にあるように、議員削減に関しては、単に減らすだけでなく、議会機能の改革を求める声がたくさんありましたとあります。

地方議会には執行機関の監視、チェック機能、政策立案機能、住民の意思を代表する機能という三つの機能があると言われています。

議員の数が減ると1人の議員が代表する有権者の数が増加します。

その結果、少数派の意見が議会に反映されにくくなる可能性もあります。

また、議員1人当たりの仕事量が増えるために、特別委員会でも話が出ましたが、複数の委員会を掛け持ちする必要が出てまいります。専門性を高めることが難しくなるのではないのでしょうか。

1人の議員が広い地域や多数の案件を担当することで、有権者との接触が減少します。議員削減というのは、3つの機能が弱体化するのではないのでしょうか。

その点をもっと議論する必要があると思います。

氷川町議会基本条例には、町民参加の促進、町民の多様な意見を反映させるため、公聴会、参考人制度を活用するように求めています。

前回委員会で、オブザーバーとして参加された政治が専門の元熊本大学教授伊藤洋典先生も、一度町民の意見を聞く機会を設けてはという発言があったと私は記憶しています。

また、全国町村議長会の成り手不足対策検討委員会でも、今言ったようなことが議論されております。

先ほどの委員長の中間報告に、今後とも、議員定数等報酬に関する議論は並行して、議会の在り方、議会機能の強化と町民から理解を得るため、多くのことを議論する必要があるとありました。

本条例改正では定数削減が決まれば、次の選挙、3年後、2029年10月の選挙からとなると思います。

もう少し時間がありますので、町民の皆さんの意向や、議会として機能強化ができるんだという結論を重ねてから、私は、議員削減を決めたもいいんじゃないかというふうに思います。以上の立場から本議案には反対をいたします。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議員派遣の件

○議長（三浦賢治君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣について、お手元配布のとおり、派遣することにしたいと思います。

なお、日時場所等の変更が生じた場合は、議長に一任頂きたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 13 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 14 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（三浦賢治君） 日程第 13、総務文教委員会の閉会中の継続調査の申出についてから、日程第 15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてまでを一括議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本定例会中、議決の結果、生じた条項等の文字、数字その他の整理を要するものにつきましては、議会会議規則第 45 条の規定によりまして、その整理を議長に一任して頂きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって条項を文字、数字その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたってのご挨拶の申出があっております。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、承認可決、同意を頂き、誠にありがとうございました。

本定例会でも、さまざまなご意見、ご提案を頂きました。

我が町の職員は、他の自治体に引けをとらない優秀な職員であり、行政運営を担っているのは職員であります。

私は常々、職員の皆さんを家族という思いでおります。我が弟、妹、あるいは息子、娘の集団でありました。

それぞれの職員が誇りと自信を持って職務を遂行できる環境を今後ともつくってまいりたいというふうに思っております。

児童館建設事業につきましては、利用される皆さまに、魅力のある整備とその運営についても、しっかり準備をしてまいります。

まちづくり酒屋及び蔵の活用につきましても、先日申し上げましたとおり、地域と連携をし、地域活性化に資するような事業者を早急に探し、活用を図ってまいります。

パソコンリース株式会社の業務運営についてのご心配もあるようでありますので、一度、行政、議会、地域区長様、一緒に視察をしてはどうかというふうに思っております。担当課長に指示を出したところであります。

ぜひ、ご同行頂きまして、ご確認頂き、さまざま意見交換ができればなというふうに思っております。

ただいま、議員発議によりまして、議員定数の削減が可決されました。英断であろうというふうに思っております。10名に減らされたその議員で、しっかりこの町を、運営をしていく、監視をしていくということでありましょう。

この決断をしっかりと受け止めまして、議員報酬につきましては、さまざまな意見があるようでございまして、このことにつきましては、私どものほうでしっかりと責任を持って、その見直しにつきまして、案をつくってまいりたいと思えますし、その折には、各議員のご意見もぜひ賜りたいというふうに思っておりますし、最終的には、特別職報酬審議会の諮問を経て、また議会に提案をいたしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さまざまな情報が錯綜する時代であります。根拠のない情報に惑わされることなく、自治体運営の本質を捉え、持続可能な基礎自治体としての堅実かつ積極的な行政運営を職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位にはさらなるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、気候不順の折から、健康管理には十分注意されまして、ご活躍されますことを祈っております。大変お世話になりました。

○議長（三浦賢治君） 会議を閉じます。

令和8年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

散会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 8 月 12 日 氷川町議会議長 三浦 賢治

令和 8 年 8 月 12 日 氷川町議会議員 片山 裕治

令和 8 年 8 月 12 日 氷川町議会議員 米村 洋